

令和4年3月4日

一般社団法人東京都老人保健施設協会
公益社団法人全国老人保健施設協会
会 員 施 設 各 位

一般社団法人東京都老人保健施設協会
公益社団法人全国老人保健施設協会
Covid-19 老健とうきょうスタッフサポートシステム
事 務 局

高齢者施設への酸素濃縮装置貸与について

日頃より当協会の事業に対しましては格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和4年2月24日付東京都福祉保健局からの事務連絡(別紙)で、標記の件について通知
がありました。

オミクロン株による感染拡大で施設入所者が感染し、転院先が確保できるまでの間やむを得ず入所者を自施設で緊急的に診る場合の施設支援策となっております。

これまでに会員施設から複数の問い合わせがありましたので、別紙の通り本事務連絡を添付しましたので必要に応じてご利用いただきますようご案内申し上げます。

なお、本件につきましては、添付末尾の「(参考)東京都が実施する酸素濃縮装置活用の運用スキーム」をご参照いただき、所轄の保健所にお問い合わせいただき、具体的な申請手続きを取っていただきますようお願い致します。

事務連絡
令和4年2月24日

各高齢者施設等管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長
東京都福祉保健局感染症対策部長

高齢者施設への酸素濃縮装置貸与について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策及び新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力をいただき有難うございます。

令和4年2月18日付事務連絡「オミクロン株の感染流行を踏まえた高齢者施設等における対応強化について」で高齢者施設への酸素濃縮装置貸与（同事務連絡別紙1④）について周知を行ったところですが、この間、多くの施設からお問合せをいただきましたので、都が実施する事業概要を別紙のとおり取りまとめました。各施設におかれましては、留意事項等を踏まえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

【担当】

福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課 保健所連携支援担当

藤代・岡野

電話：03-5320-4272

酸素濃縮装置貸出にあたっての留意事項

(1) 酸素濃縮装置を貸し出す場面

都が確保する酸素濃縮装置は、新型コロナウイルス感染症に罹患し、在宅等にいる陽性者の容体が悪化し、酸素投与が必要な状態となった場合、入院までの間等において、緊急的に使用するものです。

(2) 酸素濃縮装置の使用決定

酸素濃縮装置の患者への導入の必要性については、医師が判断を行うこととなっており、医師の指示に基づき、貸出が行われます。そのため、医師の判断なしに、施設が事前に酸素濃縮装置の貸出を申し込むことはできませんので、酸素濃縮装置に使用にあたっては、医師と十分ご相談いただくようお願いいたします。

(3) 酸素濃縮装置の貸出依頼

施設で患者が発生し、万が一、容体が急変した場合、保健所へ連絡し、入院の調整が行われます。入院までの間等において、施設の医師や往診を行った医師において在宅酸素療法が必要であると判断した場合、医師が貸出依頼を行います。

(参考) 東京都が実施する酸素濃縮装置活用の運用スキーム

